

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1357号から第1362号まで)

平成28年11月9日

横情審答申第1357号から第1362号まで

平成28年11月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 靜雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮詢について（答申）

平成28年4月7日建建道第1591号、平成28年4月7日建建道第1592号、平成28年4月7日建建道第1601号、平成28年4月7日建建道第1602号、平成28年4月7日建建道第1603号及び平成28年4月14日建建道第66号による次の同一諮詢件名に係る6件の諮詢について、別紙のとおり答申します。

「<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮詢

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1－1から1－6までに示す6件の開示請求に対して非開示とした各決定のうち、別表3に示す開示請求書の記載に係る行政文書を非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示等の決定をすべきであるが、その余の請求について非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、別表1－1から1－6までに示す6件の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月16日付ほかの別表2で示す日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、異議申立人（以下「申立人」という。）である開示請求者が補正に応じないため、不適法な請求として非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書による補正について、本件請求とは別の、平成27年6月26日付の開示請求で、60日の期間延長後、申立人と補正の内容について書面でやりとりし、開示請求書の文面上推測される行政文書名を通知したうえで、各行政文書の開示決定を行った。しかし、開示決定した行政文書に対し、開示の実施途中で、開示した行政文書の特定に納得せず離席し、申立人が閲覧を強制的に終了したことがあった。このことから、申立人からの開示請求に対しては、開示請求書で開示請求している行政文書が文書番号等で明確に確認できない場合に、開示請求書から推測される行政文書を一覧にした文書を送付し、申立人から当該開示請求に係る行政文書の指定を受け、行政文書の特定に誤りがないように対応することとしている。
- (2) 本件申立てに係る開示請求については、申立人に対し、非開示理由説明書に添付した別添1に示すとおり、請求内容について、文書による補正を依頼したが、申立人からの応答はなかった。

そのため、非開示理由説明書に添付した別添2に示すとおり、再度、請求内容に

について、文書による補正を依頼したが、申立人から応答はなく、対象行政文書の特定ができなかつたため、本件請求に対し、非開示とする決定を行つた。

- (3) 以上のとおり、本件請求に対する決定は、申立人が補正に応じず対象行政文書を特定することができなかつたため、非開示としたものである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件申立文書は、裁判所及び関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきである。実施機関は、本件請求に係る行政文書を偽造、ねつ造しており、隠ぺいしなければならない文書であるため、申立人に対して本件処分を行つたものと考えている。
- (3) 申立人は、文書名や文書番号を明示した上で開示請求を行つており、補正を要するような文書ではない。
- (4) 実施機関が開示日であったと主張する平成27年9月2日は開示予定日ではない。実施機関が非開示理由を正当化するためにねつ造した日付である。同様に、実施機関が主張する同年10月2日、11月25日の説明も間違いである。
- (5) 申立人は、条例に基づく根拠ではなく、申立人自身が提出した開示請求に係る情報については全て開示されるべきと考えている。
- (6) 補正の方法について、実施機関は補正依頼書において、一覧にある文書にレ点をつけて返送するよう依頼してきているが、申立人が求めているのは原議一式であり、個別の文書を求めているのではない。実施機関の説明は間違いばかりであり、実施機関が行つた補正依頼の手続はでたらめなもので信用ができない。それなのに実施機関からの補正に応じるなど馬鹿げた話である。

5 審査会の判断

- (1) 本件処分に至る経緯

ア 当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

- (ア) 申立人は、別表2に示す開示請求日の日付で、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に、それぞれ別表1-1から1-6までの「諮問に係る別紙の記載」のとおり記載し、本件請求を行つた。

(イ) 実施機関は、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載された内容では文書の特定ができないとして、開示請求書の補正のため、別表2に示す補正（1回目）の日付で申立人あてに1回目の補正依頼書を送付した。しかし、補正依頼書の期限内に補正がされなかつたため、改めて別表2に示す補正（2回目）の日付で2回目の補正依頼書を送付し、複数回にわたつて開示請求書の補正を求めた。

イ 当審査会で本件請求に係る開示請求書を見分したところ、開示請求書の一部の記載については、必ずしも補正をせずとも文書の特定ができるものもあると思われたため、平成28年8月26日に、補正を求めた理由について実施機関から事情聴取を行つたところ次のとおり説明があつた。

(ア) 実施機関では、これまでにも同一の文書についての開示請求を複数回受けてきたが、本件に先立ち次のような経緯があつた。

平成27年6月26日に開示請求のあった行政文書の開示の実施について申立人と日程調整したところ、調整に応じなかつた。そのため、実施機関では、平成27年9月2日を開示予定日として設定し、申立人に通知したが、当日に申立人は来庁しなかつた。その後、申立人と再度開示の日程について調整し、平成27年10月2日に開示を実施したが、その際に申立人は、自身が求める文書は、実施機関が特定した文書ではないと言って離席し、戻らなかつた。その結果、開示の実施が中断され、開示を完了することができなかつた。実施機関では、開示を完了することができなかつた案件以降、本件請求を含めて、実施機関が特定した文書と申立人が求める文書は異なる文書であると判断し、開示請求書に文書番号等の記載があつたとしても、申立人が求める文書が何かを確認するために補正依頼書を送付するようになった。

(イ) 申立人は、本件において、実施機関が送付した1回目の補正依頼書に対して、実施機関の定めた期限までに補正を行わなかつた。そのため、実施機関では、改めて期限を定めて、申立人あてに2回目の補正依頼書を送付した。しかし、申立人は、改めて定めた期限までに補正を行わなかつたため、実施機関は、本件請求に係る対象行政文書が特定できないとして、別表2に示す非開示決定日の日付で本件請求に対する非開示決定を行つた。

(ウ) 申立人は、本件請求に係る行政文書について、実施機関の保有文書を過去に数回閲覧したことがある。しかしながら、申立人は、実施機関が特定した行政

文書のほかに、本件請求に係る行政文書が存在するはずであるという理由から同一の文書について繰り返し開示請求を行っている。

- (イ) 事情聴取の時点においても申立人からの開示請求は繰り返しされているが、実施機関では、平成28年6月7日の開示請求以降、補正依頼の手続についての運用を改め、補正を求めることなく、開示請求書に記載された内容から想定される行政文書について可能な限り文書特定をして開示、非開示を判断している。
- (オ) さらに、申立人は実施機関に対し、開示された文書は偽造やねつ造であると主張しているが、そのような事実はない。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したもの・・・に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

また、条例第6条第1項第2号では、開示請求をしようとするものは、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。

イ 条例第6条第2項に規定する「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合、記載内容の意味が不明な場合又は記載が不鮮明な場合のほか、同条第1項第2号に規定する「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定できない場合を含むと解される。

また、開示請求者は行政文書がどのような形で存在しているかを知らないことも少なくないことから、条例では対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を実施機関に課しており、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものということができる。

ウ 実施機関は、本件処分を行うに当たって、本件請求に係る開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人が補正に応じなかつたために対象行政文書を特定することができず、本件処分を行ったと説明している。

エ これに対し申立人は、本件請求に係る行政文書は裁判所や関係部署を通じて公

になっており、また、文書名や文書番号を明示した上で開示請求を行っており、補正を要するような文書ではなく、補正に応じる必要はないと主張している。

才 当審査会では、実施機関の説明及び申立人の主張を踏まえて、本件処分における対象行政文書特定のための補正の手続について次のとおり検討した。

(ア) 当審査会で、本件請求に対する答申第1361号に係る開示請求書を見分したところ、「規定に基づき行政文書の開示請求をしたにも関わらず、横浜市長（代務A建築局長）は、開示請求した文書を「の一部について」等と勝手に変更を企てているが、請求書通り全部の開示を求める。・・・（口及びハ省略）・・・ニ 3月9日付開示請求を平成27年4月28日開示決定した開示決定通知書。亦 3月9日付開示請求を平成27年5月18日開示した開示文書一式。」と記載されている。当該請求については、その記載内容の一部から、本件に係る実施機関の所管課が平成27年4月28日に開示決定した開示決定通知書及び開示文書一式を求めているものと解することができ、文書特定が可能なものが存在すると考えられる。このほかにも、答申第1357号から第1362号までに係る開示請求書には、特定訴訟に係る訴訟関係書類一式など、対象行政文書を特定できると思われる記載が含まれている。

(イ) このことに関して、実施機関は次のように説明している。

本件請求より前の別の開示請求に対する開示の実施の際、開示した文書の特定に申立人が納得せず離席し戻らず、開示の実施が中断され、開示が完了しなかつたことがあった。また、それ以前から、申立人は開示等の決定が通知される前に同一と推測される文書に係る開示請求書を複数回実施機関あてに提出している。そのため、実施機関は、開示請求書どおりに特定した文書と申立人が求める文書は異なる文書であると判断し、補正依頼書を送付するようになった。

これらの説明から、実施機関においては、申立人が求める文書を正確に把握できない状態となっており、開示請求書に文書番号等の記載があったとしても、申立人が求める文書が何かを正確に把握するため、補正依頼書を送付したことには、相応の理由があったと考えられる。

(ウ) 一方、申立人は、異議申立書等で、実施機関の説明は間違いばかりであり、実施機関が行った補正依頼の手続に信用がおけず、補正依頼に応じるなど馬鹿げた話であると主張している。さらに、申立人は、文書名や文書番号を明示した上で開示請求を行っており、補正を要するような文書ではないとも主張している。

のことから、少なくとも、自ら開示を求める行政文書の内容について実施機関に対して具体的に説明し、対象文書の特定に協力する意思が申立人に十分にあったとは認められない。

(イ) しかしながら、当審査会が本件補正依頼書を改めて確認したところ、実施機関は、本件請求から推測される文書の文書番号の一覧を添付して申立人あてに送付している。実施機関は、本件開示請求書の記載から、当該請求に対する対象行政文書をある程度は推測しているということができる。

さらに、実施機関は、平成28年6月20日以降の申立人からの開示請求について、開示請求書の記載から対象行政文書の推測が可能な分については補正依頼書を送付することなく、開示、非開示等の決定をしていると説明している。

これらのことから、本件請求についても開示請求書の記載から対象行政文書を全く特定できなかつたとは考えられない。

そこで、改めて本件請求に係る各開示請求書の記載を見ると、実施機関が主張するようにこれまでの経緯から補正依頼書を送付したことに相応の理由があり、また、申立人が補正依頼に対して協力的ではなかつたとしても、別表3に示す開示請求書の記載については、条例第6条第1項第2号の「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であったとは認められないというべきである。

以上のことから、実施機関は、別表3に示す開示請求書の記載について行政文書を特定の上、改めて開示、非開示等の決定をすべきである。

(オ) なお、条例第6条第2項の規定の趣旨は、開示請求制度において、実施機関及び開示請求者の双方が開示請求に係る行政文書の特定に向けて協力し、正しく行政文書の特定ができるよう取り扱われることである。当審査会が本件処分の妥当性を検討した中では、本件において、実施機関及び申立人の双方でこの手続が適正に行われていたとはいえない。今後は実施機関及び申立人の双方において、開示請求制度の趣旨を踏まえた適正な手続が行われることを望むものである。

さらに、当審査会において本件に係る補正依頼書を見分したところ、本件においては、実施機関が申立人あてに補正依頼書を送付する際、参考資料として、「過去に請求のあった文書番号一覧」を添付しており、これにより、開示請求の対象となる文書がかえって不明確となるおそれもあった。実施機関においては、前述の適正な手続に基づき、補正依頼書を送付するよう望む。

(3) その他

ア 本件において当審査会の判断を左右するものではないが、申立人は、裁判で提出された書面は全て訴訟記録として裁判所において保管され閲覧可能となっており、公開されているものであることを理由に、本件申立文書を開示すべき旨も主張している。

確かに、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。

しかし、裁判所における訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されており、同法第92条は秘密保護のための閲覧等の制限についても規定していることから、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

当審査会の先例答申第1225号等でも、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであり、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手続において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められないと判断している。

これらのことから、民事訴訟法に基づく閲覧制度が設けられていること等をもって、条例第7条第2項第2号ただし書アに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であるとはいえない。

イ なお、申立人は、実施機関が開示した文書は偽造やねつ造が施された文書であると主張している。申立人の主張について、実施機関からの事情聴取の際に確認したところ、実施機関では、平成28年6月20日以降は開示請求書の記載から、可能な限り文書の特定をしている。また、非開示として保護すべき情報については、条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とすべきと判断した部分については、黒く塗抹して開示の対応を行っている。よって、申立人の主張するような偽造やねつ造を行った事実はないと説明している。実施機関からの説明における、条例に基づき開示、非開示等を判断し、非開示となる部分を黒く塗抹して開示しているという事務説明からは、偽造やねつ造の事実を疑わせる特段の事情は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に係る行政文書を特定できなかつたとして非

開示とした決定のうち、別表3に示す開示請求書の記載に係る行政文書を非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示等の判断をすべきであるが、その余の請求について、条例第6条第1項2号に規定された事項の記載が不十分であるため、行政文書を特定できないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1－1 答申第1357号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
<p>1. H27年3月9日付開示請求に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成23年6月26日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>3. 建建道第1947号平成22年11月2日付)作成にも関わらず、平成4年道路審議票白根特定番号調査したという各調査書3～5頁に偽造を施さない文書の原議。</p> <p>4. 平成4年に作られたという道路審議票白根特定番号文書(作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄)の3～5頁に偽造を施した資料5部(B4・2枚含む)原議</p> <p>5. 平成23年に作り、平成4年に作られたと開示された道路審議票白根特定番号文書の調査書(作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄)の資料5部(B4・2枚含む)原議</p> <p>6. 上記3項、4項、5項は3項の平成4年道路審議票白根特定番号文書だと2枚繋ぎ合わせをし、(作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄)明示なく偽造文書だが、資料のみ5部(B4・2枚含む)の改竄捏造した部分を含む全部の「写しの交付」</p> <p>7. 平成4年道路審議票白根特定番号は平成21年9月1日作成の文書面では廃止したと記載されたが、其の文書に記載された「白根N091」の改廃原議一式</p> <p>8. 建建道(第1947号)、同(第2765号)、同(2929号)の一部ではない。全文書。</p> <p>9. 平成4年の公図上にも道路は無かった。従って、道路が存在したことは無いにも関わらず、平成4年作成の道路審議票の文書一式。</p> <p>11. 建建道(第937号)の文書の閲覧</p> <p>12. 道路審議票旭区白根特定住所先・番号1142の権利関係欄の前面所有と判断した文書資料。また一部公道と判断された文書資料。</p> <p>13. 建建道第1010号(H26.11.6付)の閲覧。</p> <p>14. 建建道第1616号3月23日付文書は、市長名の開示延長通知だ。記載の①～④を早く開示しろ。「写しの交付」</p> <p>「市長と有るから、本人開示請求をしないと開示しない。補正のため電話をしたが出なかった。補正期限経過したから、開示はしません。」とは何ごとだ。電話が不通だったら文書により依頼が当然である。</p>

別表1－2 答申第1358号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
<p>市建築局相談、道路、審査の三課が確認行為を懈怠し違法勧告をした件を、市長が謝罪し取消したにも関わらず、失態行為を建築局は、『平成4年道路審議票白根特定番号や特定番号』と作成年月日無く、他所の所在地番を削ぎ書き換えて判らない様に黒塗りを施し、平成23年に「平成4年に作成した。」と資料と共に会席に出された際に、捏造文書だと下記事項の通り指摘した。其の後、情報を不開示し捏造を葬り隠蔽を企んだ。</p> <p>A殿の返書（平成27年7月6日付）には「・・のとおり、深くお詫び申し上げます。しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、申立人様がご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」と返書が有った。</p> <p>A建築局長は、建建道第337号による返書の中に於いて『平成4年道路審議票白根特定番号』文書を「道路審議票旭特定番号」と記載した。捏造行為は明白。</p> <p>B建築局建築指導部部長は、平成4年係長時に『平成4年道路審議票白根特定番号や特定番号』の作成事実の無いことを金融公庫の査定時に残している上に、「その都度証拠を作るのだよ。」とC課長に言わせた事実の弁明署名文書も頂戴した。</p> <p>下記1項及び2項、の通りの開示請求と共に、3項、4項記載の開示請求は再々督促する。</p> <p>1. 『平成4年道路審議票白根特定番号』審議票に対し、下記①～④項の指摘事項が、黒塗りや消去等がなく正しく記載された文書原議及び資料一式の「写しの交付」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作成欄の年月日が記載されている道路審議票。消去したなら消去前の道路審議票。 ② 地名地番欄に該当地として記載されている道路審議票。黒塗り前の道路審議票。 ③ 判定欄の文言を抹消したり、欄外に縦書きで書き加える前の道路審議票。 ④ 判定意見欄の「現地調査をし、別添え資料等により総合的な判断」をしたと記載が有るが、現地調査時の調査資料に道路が記載されていると言う道路審議票。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 主査印D係長は、平成4年4月22日に2項道路では無いと確認している。 ロ. Dの後任、B係長も平成4年7月7日2項道路では無いと確認している。 ハ. イとロ項の調査内容と資料とが一致している道路審議票。 ニ. 別添の字句の下部に記載した「裏側」字句を二重線で消去し隠す前の道路審議票 ホ. 建築主住所及び相談者氏名欄の住所氏名電話等が正しく記載された道路審議票。 ヘ. 備考の併願建築申請番号、用途地域、建蔽容積欄に記載がある道路審議票。 ト. 地図を貼付する前及び場所を隠蔽する前の道路審議票。 チ. 添付資料中、8か所に改竄等の捏造や偽造による施しが是正された道路審議票。 リ. 建築局が、「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し、非開示とした。」と情報開示を不法に悪用し隠蔽した。隠蔽前の資料による道路審議票。 <p>2. 「道路審議票旭特定番号」原議一式</p> <p>3. 平成27年3月9日付け開示請求書の開示。（60日延長通知書は存在）「督促」</p>

4. 平成27年6月26日付け開示請求書の開示。（60日延長通知書は存在）「督促

別表1－3 答申第1359号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
横浜市の所有する情報の公開に関する条例第6条第1項の規定に基づき行政文書の開示請求をした、請求書通りの開示を求める。
イ 横浜弁護士会から横浜市建築局宛て依頼文書原議一式。
ロ 建築道路課長が建建道第1569号（平成22年9月16日付）、横浜地方裁判所平成22年特定番号不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会）と題し当該課及び審査課、違反対策課、旭区税務課、照会書にある各人、旭土木事務所副所長等に対応を指示した。
(1) 照会書（平成22年9月2日）及び(2)訴訟関係書類一式の写し。

別表1－4 答申第1360号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
横浜市長（代務A建築局長）は、「の一部について」と勝手に変更しているが、横浜市情報公開条例に基づき請求書通りの開示を求める。
1 建築道路課長が、横浜弁護士会へ弁護士法第23条の2の第2項により、横浜市旭区白根特定住所（地番特定地番）と同地番特定地番間の私有地を建築基準法第42条第2項道路と回答した文書原議一式。
2 建築道路課長が2項道路か、否かを照会した訴訟資料を平成26年12月、再度E係長が旭土木事務所へ送付した文書全ての原議。
3 横浜弁護士会へ、建築局長が回答した回答書原議一式。

別表1－5 答申第1361号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
規定に基づき行政文書の開示請求をしたにも関わらず、横浜市長（代務A建築局長）は、開示請求した文書を「の一部について」等と勝手に変更を企てているが、請求書通り全部の開示を求める。
ロ 3月9日付開示請求書に対し発出の建建道第1616号・3月23日付文書。
ハ 3月9日付開示請求を4月28日にした開示決定等期間延長通知書。
ニ 3月9日付開示請求を平成27年4月28日開示決定した開示決定通知書。
ホ 3月9日付開示請求を平成27年5月18日開示した開示文書一式。

別表1－6 答申第1362号に係る諮問件名

諮問件名
<別紙>の開示請求に係る 1 行政文書の名称又は内容の枠内に記載の文書
諮問に係る別紙の記載
<p>神奈川県が建築した住宅（地番特定地番）は南側に道路など無く、新築するに当たり道路相談の必要はなく板塀で囲われていた。敷地東側の公衆用道路として寄付した供用道路側に向かって、平成4年に新築した。従って「平成4年道路審議票白根特定番号」になるような道路相談行為は無かったにも関わらず、建築局は平成4年に道路相談が有ったと非事実を捏造した上で、辻褄合わせの道路審議票を偽造作成し、不法行為を隠蔽し続ける様は笑止千万である。</p> <p>本件は、B現建築指導部長とD現中高層住宅課長が、平成4年、当宅の建築申請を（D）が受け、完成までを（B）が担当した。BはDが敷地内の板塀を壊させたことを謝罪した。この様な過去が有るにも関わらず、建築局は違法行為を繰り返した。</p> <p>平成20年、相談、道路、審査課が現場確認せずに「道路法に違反している。」と勧告をした。横浜市長の取り消しと謝罪行為が有ったので受忍した。にも関わらず、隣家へ「2項道路だ。」と嘘を言い、隣家に吹聴させたことが原因で隣家と訴訟になり、審理の中で、昭和25年11月23日から「2項道路だった。」と虚言の証明書を書いたことも判明した。</p> <p>B現建築指導部長、D現中高層住宅課長が承知した事案にも関わらず、『平成4年道路審議票白根特定番号とか特定番号』と捏造した文書は、道路相談日や作成年月日の記載が無く、地図を切り抜き貼付した上に、地番を削ぎ書き換えや書き加えや黒塗りを施し、捏造が明らかな文書を開示されたので、黒塗り部位等一連の偽造行為を指摘した。</p> <p>建築局は、2項道路では無いことが分かってしまうことから資料にも加筆や黒塗りを施し「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し、非開示にした。」（市民情報室の旭区担当F。担当係長談）などと隠蔽を企んだ事実があるにも関わらず、A殿は（平成27年7月6日付）返書で「・・のとおり、深くお詫び申し上げます。しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、申立人様がご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」と返書が有ったにも関わらず、A建築局長は建建道第337号の返書で「道路審議票特定番号」と偽造したこととに整合性は無い。従って、建築局が「平成4年道路審議票白根特定番号」を捏造し正当化を企んだは、明白な事実。</p> <p>B建築局建築指導部部長が平成4年係長時に『平成4年道路審議票白根特定番号や特定番号』の作成事実の無いこと。D前任係長時に「道路審議票旭特定番号」文書が有ることは金融公庫の査定時に承知している。月日を経た今日。B建築局建築指導部部長から『その都度証拠を作るのだよ。』とC建築道路課長に言わせた。との返書を頂いたが、横浜市建築局ぐるみの悪質な行政には不満不服が有るが一先ず、下記の通り開示請求をする。</p> <p>下記の通り開示請求をする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 『平成4年道路審議票白根特定番号』捏造を指摘された時点の原議一式2. 『平成4年道路審議票白根特定番号』加記載等を指摘され黒塗り後の原議一式。3. 『平成4年道路審議票白根特定番号』文書。原議一式。4. 『平成4年道路審議票白根特定番号』文書。原議一式。5. 「道路審議票旭特定番号」

6.	「道路審議票旭特定番号」
7.	「道路審議票旭特定番号」
8.	「道路審議票旭特定番号」
9.	「道路審議票旭特定番号」
10.	「道路審議票旭特定番号」
11.	平成27年3月9日付け開示請求書へ60日の延長通知が有ったが開示が無い「督促」
12.	平成27年6月26日付開示請求書へ60日の延長通知が有ったが開示が無い「督促」

別表2 開示請求日、補正依頼書送付日、非開示決定日及び諮詢日

答申番号	開示請求日	補正(1回目)	補正(2回目)	非開示決定日	諮詢日
1357	平成27年 12月28日	平成28年 1月5日	平成28年 1月27日	平成28年 2月16日	平成28年 4月7日
1358	平成28年 1月12日	平成28年 1月15日	平成28年 2月5日	平成28年 3月1日	平成28年 4月7日
1359	平成27年 11月20日	平成27年 11月27日	平成28年 1月8日	平成28年 1月29日	平成28年 4月7日
1360	平成27年 11月20日	平成27年 11月27日	平成28年 1月8日	平成28年 1月29日	平成28年 4月7日
1361	平成27年 11月20日	平成27年 11月27日	平成28年 1月8日	平成28年 1月29日	平成28年 4月7日
1362	平成28年 2月5日	平成28年 2月16日	平成28年 3月10日	平成28年 3月28日	平成28年 4月14日

別表3 行政文書の特定をすべき開示請求書の記載

答申番号	開示請求書の記載
1357	<p>1. H27年3月9日付開示請求に対し、建建道第1616号3月23日付に請求文書は記載され、60日の延長依頼文書送着から、9か月経過したにも関わらず、開示されていない。不法開示を指摘し、再々督促する。「写しの交付」</p> <p>2. 平成23年6月26日付け開示請求書について、移送通知書の送着もなく、何処へ送ったのかも不明の上、6か月が経過しているが不開示になっている。早期開示を督促する。</p> <p>5. 平成23年に作り、平成四年に作られたと開示された道路審議票白根特定住所文書の調査書（作成年月日、判定欄、判定意見欄、建築主相談者欄及び調査意見・経過欄）の資料5部（B4・2枚含む）原議</p> <p>13. 建建道第1010号（H26. 11. 6付）の閲覧。</p>
1358	<p>3. 平成27年3月9日付け開示請求書の開示。（60日延長通知書は存在）「督促」</p> <p>4. 平成27年6月26日付け開示請求書の開示。（60日延長通知書は存在）「督促」</p>
1359	<p>□ 建築道路課長が建建道第1569号（平成22年9月16日付）、横浜地方裁判所平成22年特定番号不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会）と題し当該課及び審査課、違反対策課、旭区税務課、照会書にある各人、旭土木事務所副所長等に対応を指示した。</p> <p>(1) 照会書（平成22年9月2日）及び(2)訴訟関係書類一式の写し。</p>
1361	<p>ニ 3月9日付開示請求を平成27年4月28日開示決定した開示決定通知書。</p> <p>亦 3月9日付開示請求を平成27年5月18日開示した開示文書一式。</p>
1362	<p>3. 『平成4年道路審議票白根特定番号』文書。原議一式。</p> <p>4. 『平成4年道路審議票白根特定番号』文書。原議一式。</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 4月 7日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 (答申第1357号から第1361号まで)
平成28年 4月 14日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 (答申第1362号)
平成28年 4月 21日 (第288回第一部会)	
平成28年 4月 21日 (第195回第三部会)	・諮問の報告
平成28年 4月 26日 (第291回第二部会)	
平成28年 6月 6日	・申立人から意見書を受理
平成28年 6月 10日 (第294回第二部会)	・審議
平成28年 6月 24日 (第295回第二部会)	・審議
平成28年 7月 15日 (第296回第二部会)	・審議
平成28年 7月 29日 (第297回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成28年 8月 26日 (第298回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年 9月 9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年 9月 23日 (第300回第二部会)	・審議
平成28年 10月 14日 (第301回第二部会)	・審議